

機械器具 58 整形用機械器具
一般医療機器 脊椎手術用器械 JMDNコード：70963001
販売名：金属製骨孔器

【禁忌・禁止】

- ・使用目的（手術・処置等の医療行為）及び使用方法以外に使用しないこと。
- ・本品を曲げる・切削する・打刻する等の二次的加工（改造）はしないこと〔折損等の原因となるため。〕

【形状・構造及び原理等】

1. 形状及び構造

金属製骨孔器



2. 原材料

ステンレス鋼

3. 原理

本品を適切な位置にセットし、骨に穿孔を形成する。

【使用目的又は効果】

本品は手動式で再使用可能な手術器械であり、脊椎固定術の脊椎手術をするために用いる手術器械である。骨に穿孔を形成するために使用する。

【使用方法等】

1. 使用方法

本品を適切な位置にセットし、骨に穿孔を形成する。

2. 使用前

本製品使用前に、傷、割れ、有害なまくれ、さび、ひび割れ、接合不良等の不具合がないか、外観検査を実施すること。

また、以下に例示するような滅菌方法及び各医療機関により検証された滅菌条件又は、 10^{-6} の無菌性保証水準が得られる条件にて滅菌した上で使用すること。

高圧蒸気滅菌

温度	時間
121℃～124℃	15分
132℃～135℃	10分

【使用上の注意】

1. 重要な基本的注意

- ・製造販売業者が指定する脊椎内固定インプラントの添付文書を必ず読んでから使用すること。
- ・使用目的（手術・処置等の医療行為）及び使用方法以外の目的で使用しないこと。
- ・ひどく傷ついたり、摩耗したりしている機器は、破損する恐れがあるので絶対に使用しないこと。

- ・器械を重ねて置く等、負荷をかけないこと。
- ・繰り返しの使用により性能が落ちる場合がある。
- ・落下や衝撃等には注意すること。

2. 相互作用

- ・併用禁忌（併用しないこと）

医療機器の名称等	臨床症状・処置方法	機序・危険因子
他社製品 （指定製品以外）	器具が正常に動作しなくなる可能性がある。 摩耗、緩み、摩耗粉、破損等が発生する可能性がある。	サイズ、形状、強度が異なるため適切な組み合わせが得られない。

3. 不具合・有害事象

以下に例示するような不具合・有害事象が発現した場合は、症状に応じて適切な処置を行うこと。また、以下に例示した事項が全てではない。場合によっては再手術が必要である。

- ① 神経及び血管の損傷
- ② 感染
- ③ 壊死
- ④ 破損（折損）

4. 高齢者への使用

- ・高齢者は、骨が骨粗鬆化している場合があり、術中に過度の力を加えることによる骨折、又はインプラント埋植後の弛み等が起きる可能性があるため、慎重に使用すること。

【保管方法及び有効期間等】

直射日光・高温多湿を避け、常温で保管すること。

【保守・点検に係る事項】

- ・本製品使用（滅菌）前に、きず、割れ、有害なまくれ、さび、ひび割れ、接合不良等の不具合がないか、外観検査を実施すること。
- ・検査後、使用方法等欄に示す滅菌方法及び滅菌条件で滅菌を行うこと。
- ・器械は使用頻度、保管状況にもよるが特定の時点で磨耗等により交換が必要になるので注意すること。
- ・本品使用後は、できるだけ早く以下の手順に従って、洗浄、すすぎ等の汚染除去を行い、血液等異物が付着していないことを目視で確認したのち、使用方法等欄に示す滅菌方法及び滅菌条件で滅菌を行い保管すること。
- ・汚染除去に用いる洗剤は、医療用中性洗剤等、洗浄方法に適したものを選択し、適正な濃度で使用する。
- ・洗浄装置（超音波洗浄装置等）を使用するときは、洗浄時間、手順等は使用する装置の取り扱い説明書を遵守し、器具の隙間部に異物等がないことが確認できるまで洗浄すること。また、鋭利部同士が接触して損傷することがないように注意すること。

- ・強アルカリ／強酸性洗剤・消毒剤は器具を腐食させる恐れがあるので、使用を避けること。洗浄には柔らかいブラシ、スポンジ等を使用し、金属たわし、クレンザー（磨き粉）は器具の表面が損傷するので汚染除去及び洗浄時の使用はしないこと。
- ・洗浄後は腐食防止のために直ちに乾燥すること。
- ・手術器械は適正に使用、取扱い、維持管理した場合も永久使用に耐えるものではない。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：株式会社メクスト

〒412-0047 静岡県御殿場市神場1216-2

電話番号 0550-70-7601

製造業者：株式会社メクスト